

滑川市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務委託 仕様書

1. 業務名

滑川市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）

2. 業務目的

本業務は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた滑川市の取り組みの一つとして、本市が所有する公共施設の屋根等に太陽光発電設備を設置するため、設置の可否の判断及び設置に際し必要となる情報の調査等を実施することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和8年1月9日（金）まで

4. 基本的事項

本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会が公募した環境省の補助事業である「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の「第2号事業 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援事業」を活用予定であることから、当該補助金の主旨を十分理解した上で、交付規程等に従って業務を遂行すること。

また、その他国の関連計画やマニュアル及び「滑川市地球温暖化対策実行計画」等を踏まえた上で、業務を遂行すること。

5. 業務内容

(1) 基礎調査

「別表 調査対象施設一覧」の36施設に関する基礎的データの収集及び太陽光発電設備の設置に際して影響すると想定される気象状況や地域特性、施設の状況等の情報を収集・整理し、太陽光発電設備の設置の可否及び導入ポテンシャルを調査する。なお、机上調査では不明な点については、建築物や周辺環境等の確認のため現地調査を行う。

① 調査対象施設の情報収集及び考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討

ア 基礎データ

・対象施設的设计図書等（利用形態、建築面積、屋根形状・方位・傾斜角・面積、受電形態等）

・電力負荷情報（電力需要量、デマンドデータ等）

イ 気象状況（日射量、積雪による影響の考慮等）

ウ 地域特性（ハザードマップ及び塩害対策の考慮等）

エ 環境特性（周辺建物や樹木等による影響、設備や屋根の劣化状況による影響等）

- ② 太陽光発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討
 - ア 太陽光発電設備の設置可能個所の設定
 - イ 発電ポテンシャルの推計（想定される設備容量及び年間発電量等の推計）
 - ウ 太陽光発電設備の導入による建築物への負荷
 - 一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮するなど、前向きに検証すること。
 - エ 設置可否の判定
 - ①及び②の調査により、太陽光発電設備の設置が困難であると判明した建築物があった場合は、その理由を整理して取りまとめ、本市と協議した上で以降の調査対象から除外することができる。

- (2) 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
 - 施設の屋根への具体的なパネル配置を検討するとともに、時間単位の発電量のシミュレーション結果と電力需要を比較し、適切な設備容量と配置計画を立案する。
 - ① 配置計画の検討
 - 太陽光パネルの具体的な配置計画を検討し、配置計画に基づく発電容量を設定する。
 - また、指定避難所については、最適な蓄電池の容量も検討する。
 - ② 発電シミュレーションの実施
 - 日射量データを用いて配置計画に基づく発電シミュレーションを実施し、時間帯別発電量を推計するとともに、電力需要と対比して最適な発電容量を設定する。

- (3) 具体的な発電設備の導入計画の検討
 - (1)及び(2)の調査結果を踏まえて、優先的に設置する施設を決定した施設について、太陽光発電設備の導入効果を検証の上、11施設以上の導入計画の素案を作成する。
 - ① 構造面の検証
 - 配置計画に基づき、太陽光発電設備の重量を算定した上で、構造面での問題がないことを最終確認する。
 - ② 導入効果の検討
 - 配置計画に基づき、概算工事費や維持管理費、適正な廃棄処理に掛かる費用を算出するとともに、電気使用量やCO2削減効果、その他得られる効果を検討し、対象施設毎の導入効果を取りまとめる。
 - ③ 導入計画の検討
 - 事業費の平準化等の観点から、本市が太陽光発電設備の設置に向けた導入計画を検討するための素案として、事業費や工期等を織り込んだスケジュールを作成する。

6. 成果品及び提出書類

(1) 提出書類

受託事業者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を速やかに提出することとする。

① 契約締結後

- ア 委託業務着手届
- イ 事業計画書
- ウ 管理技術者、担当技術者一覧及び経歴書
- エ その他、本市が業務の確認に必要と認める書類

② 業務完了後

- ア 委託業務完了届
- イ 成果品（業務報告書等）
- ウ その他、本市が業務の確認に必要と認める書類（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に関する提出書類として必要なもの等）

(2) 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

- ア 業務報告書 2部
- イ 報告書概要版 2部
- ウ 関連資料（本業務内で収集・作成した資料、根拠資料等） 1部
- エ 上記アからウまでの各電子データ（CD-R 又は DVD-R） 1部

7. その他の留意事項

(1) 再委託

受託事業者が、本業務の各工程を一括して第三者に委託することは禁止とする。ただし、各工程の一部を第三者に委託する必要がある場合には、あらかじめ書面にて本市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

(2) 守秘義務

受託事業者は、本業務の履行に際し知り得た機密事項を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。なお、再委託先についても同様の守秘義務を負うこととする。

(3) 著作権

本業務により作成された業務の成果品の所有権、著作権及びその他の権利は、原則として本市に帰属するものとする。ただし、成果品に受託事業者又は第三者の著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。

(4) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託事業者は本市と協議を行うこと。

(5) その他

関係書類等については、本業務委託終了年度から5年間保管すること。また、本業務委託に係る会計実施検査等が実施される場合は、本市に協力すること。

以上